

## 「白山市後期高齢者医療に関する条例（案）」 に対するご意見とその取扱いについて

募集期間：平成20年1月18日(金)～2月1日(金)

結 果：1名の方から1件の意見と1件の質問

パブリックコメントに寄せられた条例案へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

### 記

ご意見、ご要望	市の考え方
<p data-bbox="189 826 772 1115">第8条の被保険者の属する世帯の世帯主とは、住民基本台帳において世帯分離がなされている場合は、同一世帯とみなすのか、別の世帯とみなすのか？県条例第15条の規定では、世帯分離されている場合は、別世帯となるのではないか。</p> <p data-bbox="189 1384 772 1574">石川県の保険料は、全国的にみると高額になっているので、第9条の過料は徴収を免れた金額の3倍に相当する金額以下とされたい。</p>	<p data-bbox="796 826 1355 1061">被保険者の属する世帯の世帯主とは、被保険者と同一の住民基本台帳に登録されている世帯主のことで、世帯分離により別の住民基本台帳に登録されれば別世帯となります。</p> <p data-bbox="796 1084 1355 1319">第8条に規定している対象者とは、被保険者と同じ世帯に属している者のほか、保険料の徴収に関する調査対象となっている期間に同じ世帯に属していた者も対象となります。</p> <p data-bbox="796 1384 1355 1574">保険料については、かかった医療費の状況などにより設定してありますが、第9条の過料については、偽りその他不正の行為による場合を想定しております。</p> <p data-bbox="796 1597 1355 1832">また、過料の額は情状により市長が定めることになっており、石川県後期高齢者医療広域連合条例及び高齢者の医療の確保に関する法律と同じく上限を5倍とするものです。</p>